

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 29 年 9 月 7 日付けの「児童手当・特例給付認定請求却下通知書」（以下「本件処分通知書」という。）により行った児童手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

本件児童は、300日問題があるために、現在もまだ戸籍が取得できていないが、平成 29 年末に請求人が〇〇区から住民票を移動したところ、転出先の〇〇区で、初めて本件児童を対象に児童手当が受給できることについて丁寧な説明を受けた。〇〇区での最初の心無い対応に悔しい思いがあるので、却下処分を取り消してほしい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項によ

り、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月19日	諮問
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）
平成30年11月16日	審議（第27回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法3条によれば、法において、「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。
- (2) 法4条1項1号によれば、支給要件児童（中学校修了前の児童又は中学校修了前の児童を含む二人以上の児童）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに、手当を支給するとされている。
- (3) 法7条1項によれば、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、内閣府令で定めるところにより（法施行規則1条の4参照）、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとされている。
- (4) そして、法施行規則10条によれば、市町村長は、手当の受給資格及びその額についての認定その他手当の支給に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を請求者又は受給者に通知しな

ければならないとされている。

- (5) また、児童手当市町村事務処理ガイドライン（地方自治法 24 5 条の 4 に規定する技術的な助言に当たる「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日付府子本第 430 号各都道府県知事あて内閣府子ども・子育て本部統括官通知）において、手当の支給に関して市町村が処理すべき事務の取扱いのガイドラインとして添付されているもの。以下「ガイドライン」という。）の 10 条 1 項柱書、同条 2 項 1 号及び 4 項 2 号によれば、法施行規則 1 条の 4 第 1 項の認定請求書の提出を受けたときは、認定請求書の記載事項を公簿等及び添付書類により確認し、審査した結果、支給資格がないものと確認したときは、請求を却下する旨記載した通知書を作成し、請求者に送付することとされている。
- (6) 無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて、各市町村等へ周知を図るべく発出された「無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて」（平成 28 年 10 月 21 日付厚生労働省・内閣府通知。以下「取扱通知」という。）によれば、無戸籍の児童を支給要件児童とする場合の手当について、「児童手当は、中学校修了前の児童の養育者からの申請に基づき、監護要件及び生計要件等を判断するほか、受給者（養育者）及び児童が国内に住所を有するときに支給することとされている。しかしながら、離婚後 300 日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、当該児童の養育者について監護要件及び生計要件等を個別に確認した上で、当該児童の養育者に対して児童手当の支給を認定することができる。」とされている。
- (7) さらに、平成 24 年度以降における法に基づく手当について発

出された Q & A 及び疑義照会をまとめた「児童手当 Q & A 集」
（平成 25 年 9 月 30 日付厚生労働省児童手当管理室。以下「Q & A 集」という。）においては、問 1 - 17 「戸籍及び住民票に記載がない児童を支給対象の児童として認定することはできるのでしょうか。」との問に対して、「離婚後 300 日以内に出生し、前夫の子として出生届を行わなければならないため、やむを得ず行なっていないというような特段の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、児童手当の支給対象になります。」「なお、上記の取扱いは、やむを得ず住民基本台帳の記載に基づかず住所の認定を行わなければならない場合の短期間の特例として行うべきものであり、特段の理由もなく出生届を行わないなど、特例を認めるべきでないと判断される場合は、先に出生届を行うよう案内をしていただくことが適当だと考えます。」との回答がなされている。

また、同じく Q & A 集の問 1 - 22 によれば、「認定請求に不足書類があったため、受付処理をした後保留通知書を送付しましたが、その後数回督促したにもかかわらず申請者が応じない場合について、事務処理の円滑化を図るため」、「(1)保留処分の通知をしてから 1 か月後に督促通知をする。(2)更に 1 か月後督促をし、正当な理由により提出できない場合は、その理由書を、また理由書の提出もない場合は請求を却下する旨期限（30 日程度）付きで通知する。(3)正当な理由もなく期限までに提出されない場合は、書類不備により請求却下の処分とする。」と取り扱って差し支えない旨の回答がなされている。

Q & A 集における上記各取扱いは、ガイドラインに示された児童手当関係の事務処理における指針を、取扱通知により無戸籍の児童を支給要件児童とする場合に具体的に適用するに当たって、

その方法を適切に例示したものである。

2 以上を前提に、本件について検討する。

- (1) 処分庁は、平成29年2月3日、請求人からの本件請求を受けたが、その際、請求人に確認すると、本件児童の戸籍の作成及び住民登録が未了であることが判明したことが認められる。

手当の支給認定には、原則として、監護要件及び生計要件のほか、認定請求者と支給要件児童との間の親子関係及び支給要件児童の国内居住の事実を確認する必要があるが（法3条、4条1項1号）、本件請求の場合のように、支給要件児童について戸籍及び住民票に記載のない場合は、公簿による証明が得られないため、容易にはこれを確認できないものである。そのため、処分庁は、本件請求に対しては、取扱通知（1・(6)）に則って、請求人と本件児童との母子関係については、出生証明書により、また、本件児童が国内に（具体的には、本件認定請求書に「同居」と記載されていることから、請求人と同一住所に）居住している実態については、民生委員の訪問調査により、それぞれ該当する事実が確認できれば、無戸籍及び住民登録未了であっても、手当の支給認定に係る判断を行うこととしたものと認められ、これは、本件請求に対する対応として、合理的な方法であるものと認められる。

そして、担当職員から、請求人に対して、支給認定を受けるためには、出生証明書の写しと民生委員調査書を処分庁に提出する必要があることを説明し、民生委員に連絡を取って訪問調査を受けべきことも説明しているのであるから、請求人にとっても支給認定を受けるために、自らなすべきことについては、十分了解可能であったものと認められる。

- (2) その後、処分庁からは、児童手当担当名にて、請求人に対し、平成29年3月15日、同年5月15日、同年7月19日の3回にわたって、支給認定のため必要となる書類について、その提出

を督促する文書を、請求人の住民登録のある住所地にあて送付したものであり、2回目及び3回目の文書には、提出がない場合は、本件請求が却下される旨の注意書又は警告文も付されていたことが認められる。これらの督促の方法も、Q & A集の問1-22(1・(7))に照らして、相当な方法であると認められる。

そして、3回目の文書による必要書類の提出期限である平成29年8月15日を経過しても、請求人からの応答は何らなく、同書類の提出は結局なかったことが認められる。

(3) 本件処分は、以上の経過の上、本件請求に対して、手当の支給要件を認定するために必要な書類が提出されなかったことから、処分理由につき、本件処分通知書に「申請書類不足のため」と記載した上、これを請求人に送付して、認定請求却下の処分を行ったものであり、1の法令等の定めに則って適法になされたものであることは明らかであり、再三の督促を重ねた上で慎重になされたものであるから、不当というべき点も特にないものであると認められる。

(4) なお、請求人は、当初の〇〇区の対応が心無いと批判しているが、これは、具体的には、出産後最初に〇〇区役所を訪れた際に、窓口において、手当の支給には本件児童の戸籍の取得が先である旨の説明をされたと述べているものと思われる。しかしながら、これは、平成26年5月当時のことであって、本件請求に関する事柄ではないものであり、また、本件請求に際しては、担当職員から請求人に対し、無戸籍かつ住民登録未了のまま支給認定を受けることを可能とするために、必要な書類（出生証明書の写し及び民生委員調査書）の提出を行うべきことについて、具体的な説明がなされているのであるから、当該説明に従って認定処分を受けることは十分に可能であったものと考えられるものであり、請求人の主張は、本件処分を違法・不当とする理由とはなり得ないものである。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記 2 に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成